

復興だより



復興庁

Reconstruction Agency

平成25年4月12日No. 9

【編集・発行】復興庁 宮城復興局

- 「ご挨拶」
— 復興副大臣 谷公一 —P1
- 復興への取り組み P2～5
- 復興推進計画・復興整備計画・復興交付金等に関するお知らせP6～8

ご挨拶

復興副大臣 谷 公一

安倍内閣が始動して3か月あまりが経過しましたが、東日本大震災からの復興を加速するために、新たな取組みを矢継ぎ早に行いました。

具体的には、5年間の復興予算を「19兆円」から「25兆円」へと見直し、住宅の再建を加速するため、被災自治体が地域の実情に応じて対応できるよう震災復興特別交付税を1047億円増額するとともに、要望が大変強かった復興交付金の運用の思い切った柔軟化を行いました。



また、防災集団移転促進事業の円滑化のため、移転元農地の買取りの場合に農地法の許可を不要とする制度改革を行い、移転先用地に係る譲渡所得への5000万円特別控除の適用等を盛り込んだ税制改正も決定しました。

さらに、被災された方々に住まいの見通しを持っていただけるよう「住まいの復興工程表」を公表する一方、市町村の深刻なマンパワー不足に対応するため、全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等の活用も行っています。

私自身、副大臣として心掛けてきたことは、難航していることは、自治体トップと直接交渉し、自らの責任で合意を目指して決断することでした。名取市閑上地区も、様々な経緯があり土地区画整理事業の方針が決まっていなかったのですが、佐々木名取市長との協議を重ね、被災された方々の想いと歴史ある閑上地区の復興を両立する方針の下、事業の根幹について合意に至り、事業実施へ大きく前進しました。

また、現地視察も、中心市街地のみならず、離半島部などとも過疎と高齢化の厳しい局面にあった地域を意識的に訪れるようにしています。それらの地域にこそ克服すべき課題がより露わになっているからです。

東日本大震災から2年以上の歳月が経ちました。先の3月11日、私は被災した自治体の中で突出して大きい被害のあった石巻市の追悼式に参加し、私の想いも込め追悼の辞を述べさせていただきました。また、天皇陛下のお言葉、ご遺族のお言葉を拝聴し、復興にかける決意を新たにしました。新年度、心新たに、皆さんとともに復興のエンジン加速に向けて、ともに前へ進もうではありませんか。

復興副大臣 谷公一

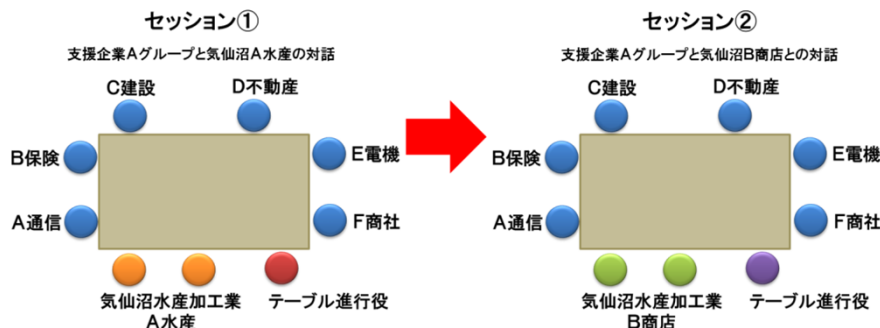
① 第2回地域復興マッチング「結の場」を開催しました —宮城復興局—

復興庁宮城復興局では2月13日、被災地域企業が抱えている経営課題の解決、経営力を強化するために、大手企業等の持つ経営資源（ヒト・モノ・情報・ノウハウ等）を効果的に繋ぐことを目的として、地域復興マッチング「結の場」を気仙沼市にて開催しました。

昨年11月の石巻市での開催に引き続き、今回も水産加工業をテーマとし、気仙沼市内の水産加工業者10社と、被災地域企業の支援に意欲を持った大手企業・団体等33社が参加し、対話を行いました。

「結の場」では、被災地域企業と支援を希望する企業とが一堂に集まって課題の本質を共有し、様々な知見を持ち寄って課題解決の可能性を探求します。それゆえ、被災地域企業と支援企業の間は勿論ですが、支援企業同士の対話も重視しています。

ワークショップの進行イメージと当日の様子



ワークショップでは、各気仙沼地域企業のテーブルに、業種の異なる6～7社の支援企業のグループが座ります。模造紙や付箋を用いながら、震災前から抱えていた課題や、今後事業計画を進めていく上での課題について販路・商品開発・販売促進・人材育成といった分野ごとに整理し、質問を繰り返すことで課題の深掘りを進めました。その後、支援企業と被災企業がどのように協働すれば課題が解決するのか、各支援企業が持っているリソースを引き出しながら、参加者でアイディアを出し合いました。

上記の対話を1セッション(40分)で行い、参加した気仙沼企業・支援企業がより多くの企業と接点を持てるよう、支援企業のグループは1セッションごとにテーブルを移動し、4セッション繰り返しました。

なお現在、ワークショップで検討・共有された課題に基づき、参加した支援企業から具体的な支援活動を提案いただいたところであり、今後、支援マッチングを決定する予定です。



左：当日の被災地域企業視察の様子
右：当日のワークショップ会場の様子

② 自治体マンパワー不足解消の取組みについて

—宮城復興局—

宮城県沿岸15市町の職員不足数は279名（24年4月宮城県調べ）で、うち土木の技術職が104名、用地の一般事務が65名となっており、専門的な知識・経験等を有する人材の確保が課題となっています。

宮城復興局では、被災自治体のマンパワー不足への対応として、国家公務員〇Bや青年海外協力隊員等を採用し、被災自治体への派遣等を行っています。

（平成25年4月1日現在、24名を採用）

今後とも引き続き、被災自治体のマンパワー不足解消に取り組んでいきます。



東松島市で応援職員として働く大友さん

○国家公務員〇B等の採用状況

区分	人数	派遣先等
市町村応援職員	2人	東松島市1人、南三陸町1人
市町村巡回職員	7人	宮城復興局 （本局、石巻支所、気仙沼支所）

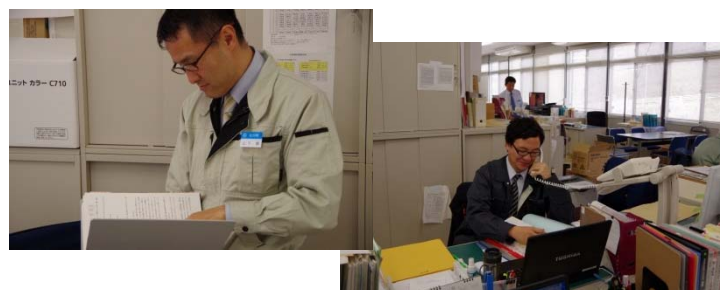
○青年海外協力隊帰国隊員の採用状況

区分	人数	派遣先等
市町村応援職員	12人	気仙沼市2人、女川町3人 南三陸町2人、石巻市1人 東松島市2人、岩沼市2人
市町村巡回職員	2人	宮城復興局（本局）

※現在、4月帰国隊員の採用派遣に向け調整中

※青年海外協力隊帰国隊員の派遣について、隊員の採用をシステムチックかつ継続的に行うため、復興庁、JICA（（独）国際協力機構）、JOCA（（社）青年海外協力協会）の三者による連携協定を締結。

女川町で応援職員として働く
山下さん（左）と中谷さん（右）



○民間企業からの採用派遣

区分	人数	派遣先等
市町村応援職員	1人	石巻市1人 東松島市2人（内定）

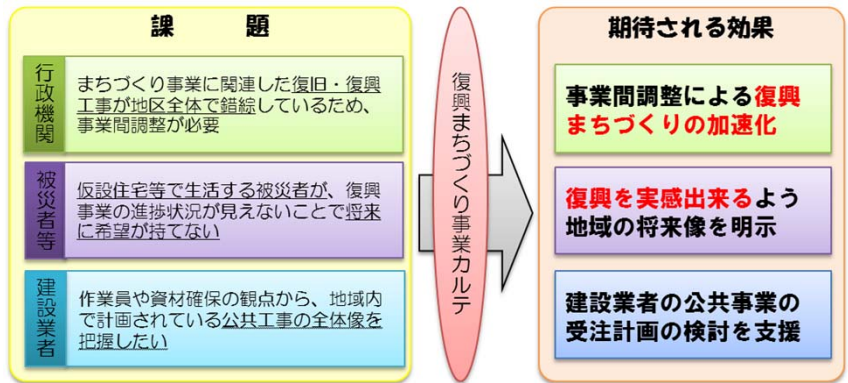
いずれも平成25年4月1日現在

③ 復興まちづくり事業カルテについて

— 宮城県、宮城復興局 —

復興まちづくり事業の本格化に合わせ、各事業の調整を図り、被災者の方々が復旧・復興事業の計画を把握できるよう、宮城県と宮城復興局が連携し、国、関係市町及びJR東日本の協力を得て「復興まちづくり事業カルテ」を作成しました。

錯綜する復興事業の調整に活用し、復興まちづくりの加速化を図るほか、地域毎に図面と工程表を明示することにより、被災された方に地域の将来像を実感していただくとともに、被災企業の経営再建の目安となることを期待しています。



※ホームページにて、復興事業カルテを公表しています。

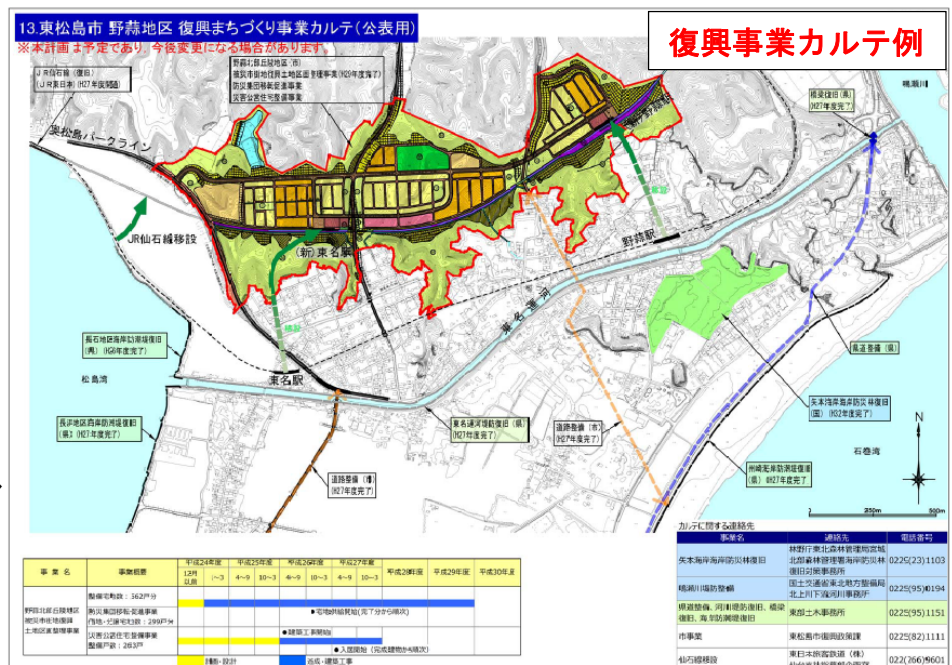
【宮城県URL】 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukumachi/karutekouhyou.html>

【復興庁URL】 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/recon-progress.html>

復興事業カルテは、住宅再建に関する事業（土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業）について、工程表を掲載し、宅地供給予定時期等を明示するとともに、その位置を原則図示することとしています。

また、関係機関が実施する道路、河川等その他事業については、その位置と概ねの完了時期を図示しています。

今年度は沿岸地域で、主要な住宅地整備が計画・実施されている区域を中心とした26地区について、先行的に作成しており、その他の地区については、来年度以降作成することとしております。



※復興庁ホームページでは、住まいの復興工程表（平成24年12月現在）を公表しています。こちらもあわせてご覧ください。

URL http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_167.html

※ 復興事業カルテに関する問い合わせ：

【宮城県】 土木部復興まちづくり推進室（022-211-3207）

【宮城復興局】 インフラ班（022-266-2166）

④ ToMMoの地域医療支援に関する取組のご紹介 ～循環型医師支援システム・ToMMoクリニカル・フェロー制度の導入等について～ ー東北大学東北メディカルメガバンク機構ー

東北大学東北メディカル・メガバンク機構（ToMMo）は、被災地に医師を増やす取り組みとして、「循環型医師支援システム」と、それを担う医師のための「ToMMoクリニカル・フェロー制度」を進めています。

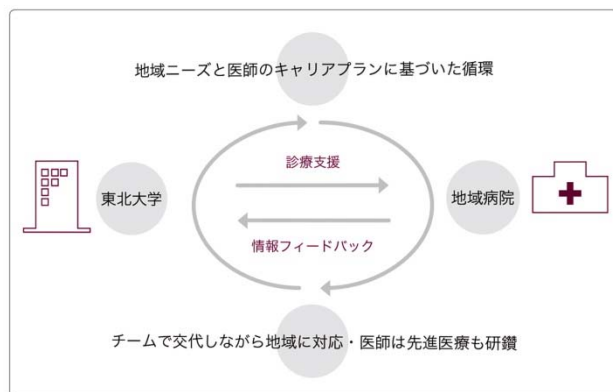
本制度では、ToMMoクリニカル・フェローが被災地で地域医療を行う時期と大学で医療技能の研修や研究にいそしむ時期を順番に経験します。研修や研究でキャリアアップを図る機会を設けることで、医師が地域医療に赴任しやすい環境にすることが狙いです。

また地域医療機関で同フェローが行う業務は東北メディカル・メガバンク機構がサポートし、質の高い医療が提供できる体制を構築します。

現在、ToMMoクリニカル・フェローには31名の医師が任命されると共に、宮城県において津波被害が甚大で、特に医師不足が深刻な気仙沼、南三陸町及び女川町の医療機関（公立志津川病院、公立南三陸診療所、女川町地域医療センター、気仙沼市立本吉病院など）に計8名の常勤医師が着任しています。

また、地域のニーズをくみ取り、長期健康調査や地域医療支援などの活動の拠点としての役割を担う「地域支援センター」を、本年2月までに石巻市、気仙沼市、岩沼市の3か所に開所しました。今後も宮城県各地でセンターの増設が計画され（多賀城センターは本年5月開所予定）、将来的には事業に関係する医師、歯科医師、臨床心理士、保健師などの拠点となります。これらの取組の充実等により、ToMMo及び東北大学は、地域医療支援をより一層、強固で長期的なものとして参ります。

循環型医師支援システム・
ToMMoクリニカル・フェロー制度のイメージ
（提供：東北大学東北メディカル・メガバンク機構）



左：地域支援気仙沼センター開所式
（2012年12月13日）
右：事業紹介・子育て相談会
（2012年12月11日）

（提供：東北大学東北メディカル・メガバンク機構）

東北メディカル・メガバンク機構（ToMMo）とは：

東北大学東北メディカル・メガバンク機構は、未来型医療を築いて震災復興に取り組むことを目的に設置されました。機構は、東日本大震災の被災地の地域医療再建と健康支援に取り組みながら、医療情報とゲノム情報を複合させたバイオバンクを構築します。そして、構築するバイオバンクの情報とその解析結果に基づく新しい医療の創出を通じて、被災した東北地区への医療人の求心力向上、産学連携の促進、関連分野の雇用創出、そして被災地区の医療復興を成し遂げたいと考えています。

東北メディカル・メガバンク機構
TOHOKU MEDICAL MEGABANK ORGANIZATION



宮城県内の復興推進計画の認定状況(平成25年3月31日現在)

□は県単独申請又は県及び関係市町村共同申請分

□は市町単独申請分

復興推進計画とは、個別の規制・手続の特例、税制上の特例、金融上の特例等を受けるため、県、市町村が単独で又は共同して作成する計画です。

宮城第1号(平成24年2月9日認定)

- 税制の特例
 - ・対象業種: 製造業
 - ・対象地域: 県内34市町村
- 工場の緑地面積率の緩和
 - ・対象地域: 県内30市町

宮城第7号(平成24年6月12日認定)

- 税制の特例
 - ・対象業種: IT産業
 - ・対象地域: 県内17市町村

宮城第10号(平成24年9月28日認定)

- 税制の特例
 - ・対象業種: 農業
 - ・対象地域: 県内11市町

宮城第6号(平成24年4月10日認定)

- 医師の配置基準の特例
 - ・県内全市町村
- 被災地の薬局等の構造設備基準の特例
 - ・対象地域: 県内17市町
- 医療機器の総括製造販売責任者及び製造の責任技術者の資格要件の緩和
 - ・県内全市町村
- 被災地における医療・介護確保のための特例
 - ・対象地域: 県内15市町

宮城第20号(平成25年3月26日認定)

- 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和
 - ・県内全市町村

【大和町】

- 宮城第17号(平成25年2月22日認定)
- 利子補給: 物流センター

【仙台市】

- 宮城第2号(平成24年3月2日認定)
- 税制の特例
 - ・対象業種: 農業
 - ・対象地域: 仙台市東部、四郎丸
- 宮城第15号(平成25年2月22日認定)
- 利子補給: 物流センター

【白石市】

- 宮城第16号(平成25年2月22日認定)
- 利子補給: 物流センター

【岩沼市】

- 宮城第18号(平成25年3月26日認定)
- 税制の特例
 - ・対象業種: 商業等
 - ・対象地域: 玉浦西

【多賀城市】

- 宮城第12号(平成24年12月14日認定)
- 税制の特例
 - ・対象業種: 商業等
 - ・対象地域: 多賀城駅周辺

【塩竈市】

- 宮城第3号(平成24年3月23日認定)
- 税制の特例
 - ・対象業種: 観光関連業
 - ・対象地域: 海岸通、本町、港町
- 利子補給: 観光関連施設

【女川町】

- 宮城第11号(平成24年11月6日認定)
- 用途規制の緩和
 - ・対象地域: 小乗浜、鷲神浜

【石巻市】

- 宮城第4号(平成24年3月23日認定)
 - 税制の特例
 - ・対象業種: 商業等
 - ・対象地域: 石巻駅周辺
- 宮城第5号(平成24年3月23日認定)
 - 農地転用の規制緩和
 - ・対象地域: 北上
- 宮城第8号(平成24年7月27日認定)
 - 税制の特例
 - ・対象業種: 商業等
 - ・対象地域: 牡鹿半島、雄勝、北上
- 宮城第14号(平成25年2月1日認定)
 - 利子補給: 電子部品の生産拠点
- 宮城第19号(平成25年3月26日認定)
 - 税制の特例
 - ・優良賃貸住宅
 - ・対象地域: 市内8地区

【東松島市】

- 宮城第13号(平成24年12月14日認定)
- 税制の特例
 - ・対象業種: 商業等
 - ・対象地域: 市内6地区

【七ヶ浜町】

- 宮城第9号(平成24年9月28日認定)
- 用途規制の緩和
 - ・対象地域: 亦楽

* 復興推進計画に関する問い合わせ: 宮城復興局特区班(022-266-2166)

宮城県内の復興整備計画の作成状況(平成25年3月31日現在)

復興整備計画とは、被災地域の復興に向けたまちづくり・地域づくりのための計画です。計画作成することにより、許認可のワンストップ処理や許可基準の緩和等の特例措置が講じられます。

【南三陸町】(協議会:8回開催)

○復興整備事業

- ・市街地開発事業(1件)
- ・集団移転促進事業(27件)
- ・津波復興拠点整備事業(2件)
- ・都市計画道路事業(3件)
- ・災害公営住宅整備事業(5件)

【気仙沼市】(協議会:5回開催)

○復興整備事業

- ・市街地開発事業(2件)
- ・集団移転促進事業(46件)
- ・津波復興拠点整備事業(1件)
- ・都市計画道路整備事業(6件)
- ・災害公営住宅整備事業(11件)

【石巻市】(協議会:11回開催)

○復興整備事業

- ・市街地開発事業(10件)
- ・都市計画道路事業(4件)
- ・都市公園事業(2件)
- ・集団移転促進事業(48件)
- ・石巻泊浜太陽光発電事業(1件)

【塩竈市】(協議会:1回開催)

○復興整備事業

- ・集団移転促進事業(2件)
- ・災害公営住宅整備事業(2件)

【女川町】(協議会:5回開催)

○復興整備事業

- ・市街地開発事業(1件)
- ・集団移転促進事業(22件)

【仙台市】(協議会:3回開催)

○復興整備事業

- ・集団移転促進事業(13件)

【東松島市】(協議会:5回開催)

○復興整備事業

- ・市街地開発事業(2件)
- ・集団移転促進事業(7件)
- ・災害公営住宅整備事業(6件)

【名取市】(協議会:3回開催)

○復興整備事業

- ・市街地開発事業(1件)
- ・集団移転促進事業(1件)
- ・都市計画道路整備事業(2件)
- ・災害公営住宅整備事業(1件)

【利府町】(協議会:1回開催)

○復興整備事業

- ・災害公営住宅整備事業(1件)

【岩沼市】(協議会:5回開催)

○復興整備事業

- ・集団移転促進事業(2件)
- ・災害公営住宅整備事業(1件)
- ・太陽光発電事業(1件)
- ・乾燥貯蔵施設等整備事業(3件)

【七ヶ浜町】(協議会:4回開催)

○復興整備事業

- ・集団移転促進事業(5件)
- ・災害公営住宅整備事業(5件)
- ・地区避難所整備事業(2件)

【亶理町】(協議会:4回開催)

○復興整備事業

- ・集団移転促進事業(5件)
- ・常磐線被災鉄道移設事業(1件)
- ・災害公営住宅整備事業(9件)
- ・いちご選果場整備事業(1件)

【山元町】(協議会:3回開催)

○復興整備事業

- ・集団移転促進事業(3件)
- ・津波復興拠点整備事業(2件)
- ・常磐線被災鉄道移設事業(1件)
- ・災害公営住宅整備事業(4件)

* 復興整備計画に関する問い合わせ:宮城復興局特区班(022-266-2166)

復興交付金事業計画(第5回)交付可能通知額(平成25年3月31日現在)

復興交付金とは、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損失等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施するハード・ソフト事業に対して交付する資金です。

	交付可能額			交付可能額	
	事業費	国 費		事業費	国 費
仙台市	10.55	8.16	大崎市	12.24	9.24
石巻市	528.55	445.38	亶理町	5.96	4.57
塩竈市	76.48	63.87	山元町	145.37	111.08
気仙沼市	352.74	266.81	松島町	3.51	2.70
名取市	17.57	13.28	七ヶ浜町	10.80	7.89
多賀城市	4.24	3.56	利府町	0.64	0.48
岩沼市	103.03	77.38	大郷町	0.008	0.007
登米市	5.16	4.50	美里町	0.005	0.004
栗原市	0.13	0.11	女川町	181.43	132.11
東松島市	38.58	29.60	南三陸町	160.57	126.58
			合計	1,657.6	1,307.4

* 復興交付金に関する問い合わせ: 宮城復興局交付金班(022-266-2174)

<お知らせ>

【復興庁宮城復興局】の後援等名義使用について

復興庁、復興局では、後援、協賛、賛助、監修等の名義使用を承認することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図ることとしております。

具体的には、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、映画等の製作、出版物の刊行等に対して、行政機関や公益法人、報道機関及びこれらに準ずる者であって復興庁所掌事務の推進、普及又は啓蒙に積極的に寄与するものであることなど一定の基準を満たすと認められる行事等について、後援等使用名義の承認をすることができます。復興の一助としてご活用ください。

後援名義使用に関する問い合わせ: 宮城復興局総括班(022-266-2164)

【復興庁宮城復興局】

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1(仙台第一生命タワービル 13階)

TEL: 022-266-2164(代表) FAX: 022-266-5731 URL: <http://www.reconstruction.go.jp/>

【気仙沼支所】

〒988-0073 宮城県気仙沼市笹が陣3-5(気仙沼市シルバー人材センター(市施設)内)

TEL: 0226-23-5301 FAX: 0226-23-5310

【石巻支所】

〒986-0864 宮城県石巻市新境町1丁目1-7(セシカ117内)

TEL: 0225-23-0860 FAX: 0225-23-0890